

## 文化財保存活用地域計画に関する今後の取り組みについて

### 1 経緯

平成30年6月の文化財保護法の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱（以下、「大綱」という。）の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」という。）の文化庁長官による認定、市町村による文化財保存活用支援団体の指定等が制度化された。

※ 文化財保護法改正の概要は（資料1-2）を参照のこと

### 2 文化財保存活用地域計画の概要

#### （1）趣旨

地域計画は、都道府県の策定する大綱（千葉県は2019年度中を予定）を勘案しつつ、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した文化財保存・活用に関する総合的なマスタープランである。

#### （2）記載事項

- ア 文化財の保存・活用に関する基本的な方針
- イ 文化財の保存・活用を図るために市町村が講じる措置の内容
- ウ 文化財を把握するための調査に関する事項
- エ 計画期間 ※地域の実情に応じておおむね5～10年程度の目安
- オ 文化財の保存・活用の推進体制

#### （3）作成のメリット

##### ア 文化財登録原簿への登録の提案

地域計画の作成過程で調査・把握された未指定文化財のうち、滅失・散逸等の危機にあるものに対して速やかな保護措置を講じるとともに、指定文化財に比べて緩やかな保護となる登録制度を活用して、所有者等の創意による様々な活用を促進する。

##### イ 文化財の活用を推進する新たな文化庁補助金の活用

地域計画が国の認定を受けた場合、当該計画に基づいて実施される取組に対し『文化財保存活用地域計画等を活用した観光拠点づくり事業』（文化芸術振興費補助金）の活用が可能となる。

### 3 今後の方針（案）

別紙、文化財保護法の一部改正の趣旨、概要を踏まえ、新たに「地域計画」を目指す動きがある中、現在本市では、第3次実施計画（2020年度まで）に基づき、特別史跡加曾利貝塚の発掘調査、整備を始め、保存・活用等の文化財関係事業を実施している。このため今回示された「地域計画」の作成については、今後県が策定予定の大綱の内容を勘案しつつ、メリットや必要性等を見極めたうえで、次の実施計画（2021～2023年度）への位置づけを視野に入れ検討して行きたいと考えている。